

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 17日現在

機関番号：34414

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22730456

研究課題名（和文） 障害者の地域居住実現に向けた地域類型別グループホーム確保過程に関する実証的研究

研究課題名（英文） A study of process to ensure the community types Group Homes for people with disabilities in the community living

研究代表者

船本 淑恵 (FUNAMOTO YOSHIE)

大阪大谷大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：30454581

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、障害者の地域居住を実現するための問題点を明らかにし、それを解決するための課題と方策について検討することである。事業者は共同住居を確保する際、経済的負担により適切な住居の確保に困難を抱えることが多い。また、地域特性を把握した上で住宅確保に取り組むのではなく、障害福祉サービス事業等の継続的な展開と地域への働きかけによって、住宅確保を進めてきたことが明らかとなった。地域との関係構築が、グループホーム開設において重要である示唆を得た。

研究成果の概要（英文）：The purpose of study was to clarify the problems of people with disabilities in the community living and to examine how to solve the problems. The Group Homes had difficulty in ensuring of suitable residences for reasons of economic problems. It became clear to have launched that did not grasp the community types, but worked continuously in the community. It suggested that the relationship between the Group Homes and the community was important.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
平成 22 年度	700,000	210,000	910,000
平成 23 年度	400,000	120,000	520,000
平成 24 年度	400,000	120,000	520,000
総 計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会福祉学、障害（児）者福祉、居住福祉

1. 研究開始当初の背景

「障害者基本計画」（2002）において、ノーマライゼーション理念実現をめざした重点課題の一つに、障害者が地域で生活するための基盤整備をあげ、地域での居住の場としてグループホーム・ケアホーム（以下、GH）の充実に努めることを施策の基本的方向とした。同時に、入所施設については真に必要なものに限定することも明記し、入所施設から地域へという施策の方向性が確認された。また、「障害者権利条約（以下、条約）」（2006）は、障害者は地域で生活することや居住地を

選択する権利を有し、それを実現するための適切な措置を図ることを締約国に求めている（第19条）。日本は、条約に署名はしたものの批准には至っていない。しかし、日本においては、その後も入所施設の閉鎖は進まず、反対に増設され、施設で暮らす障害者数も増加している。ノーマライゼーション理念を具体化するために、障害者の地域居住の前提となる住居の確保は、緊急に取り組むべき課題である。

国内の研究動向としては、関川芳孝（2001）が、障害年金では購入資金が準備できない・

障害を理由として賃貸契約を断られる・既存住居は設備が障害の特性に対応していない等を指摘し、障害者が地域で住まいを入手するのは困難であると報告している。河東田博（2000、2004）や田中清（2006）は、地域居住支援の観点から、入所施設から地域への移行や地域での生活継続のための支援のあり方を提起し、その中で、地域移行を実現するためには、地域における住居確保と地域住民との関係構築を重要な課題として指摘した。しかし、先行研究では課題として取り上げられたのみで、地域における共同生活住居の確保に関する構造的・実証的研究は乏しく、確保過程の問題点も明らかにされていない。また、そこで取り上げられている地域・地域住民との関係が実証的に明らかにされていない。地域社会における生活の実現をめざすならば、地域・地域住民との関係について実態を把握し、具体的な支援につなげていくことが必要となる。

障害者の地域移行に関して、ヨーロッパ諸国が先行しており、河東田博（1994）、孫良（2002）、小賀久（2006）等が紹介している。とくに先駆的な国はスウェーデンであり、1960年代にはノーマライゼーションの原理に基づき、地域移行に取り組み始め、施設閉鎖を計画的に進め、障害者の地域生活を実現してきている（Ericsson：2002）。しかし、諸外国と日本の制度・政策は異なるため、単純に模倣するのではなく、それらの実践を参考にしながらも日本独自の条件整備を進めなければならないだろう。

筆者は、障害者の地域における居住の場として期待されている GH 研究の動向を整理し、制度化されて以降 10 数年を経た時点においても、初期に提示された問題点や課題が改善されていないことを確認した（船本：2004）。また、GH は地域の住居を利用することから、住居確保を住宅政策との関連において把握しておく必要があると考え、住宅政策と障害者住関連施策の歴史的変遷を整理し、時期区分とその特徴を考察した（船本：2007）。障害者、あるいは障害者世帯を対象とした施策は、住宅購入や増改築に対する貸付・公的賃貸住宅の優先入居が制度化されている。しかし、いずれも住居の保障ではなく、住宅政策においては住まいの自己責任という原理が貫徹されている。そこで、地域における障害者の住居を保障し、地域居住を実現するために、住居の確保過程における問題を住宅政策との関連において把握することで、居住を保障するための条件整備を提案できるであろうという着想に至った。そして、GH の展開と開設地域の動向を明らかにする研究を行い（船本：2009）、対象を広げることで住居確保過程の実態を明らかにできるのではないかと考えた。

2. 研究の目的

前述の研究当初の背景から、本研究の目的を障害者の地域生活居住実現の課題と解決のための方策を示すこととした。その目的を達成するために、研究期間内に明らかにしたいこととして次の 3 点を設定した。

①GH の共同生活住居確保過程の実態

GH として利用する共同住居を誰が、どのような条件で確保しているのか、また、確保のための配慮・取り組みを明らかにする。同時にその確保過程において、遭遇した問題や困難、それらに対する取り組みを分析し、地域における住居確保の全体像を明らかにする。

②GH 開設地域の地域特性

GH 開設地域の特性を類型化する。また、①の実態と地域特性の関連について検討する。

③GH と住宅政策の関連

共同住居確保における住宅政策の動向との関連を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、郵送調査、聴き取り、視察、文献研究を組み合わせ実施した。

①の課題については、GH 指定事業者を対象とした半構造化面接を通じて聴き取り調査を行い、共同住居確保過程を把握する。また、地域居住への取り組みを先駆的に行ってきた事業所を視察し、聴き取りを行う。加えて、質問紙による郵送調査を行う。

②の課題は、地域把握を行うための文献資料を収集し、地域特性を把握する。また、GH 開設地域を視察し、地域を概括的に把握する。

③では、統計資料、文献資料を用いて検討する。

以下では、個別の研究方法について述べていく。

郵送調査は、2011 年 3 月 31 日を基準日として設定し、3 月 20 日から 5 月 20 日を回収期間とした。調査対象は、大阪府内の共同生活援助指定事業所、共同生活介護指定事業所を WAMNET データから情報を得た。調査時の倫理的配慮として、調査依頼の際に、調査主体、連絡先、調査目的、目的外利用を行わないこと、回答結果は統計的処理を行い匿名性を確保すること、また、回収した調査票は持ち出されることがないように管理することを明記し、調査票の返送をもって調査協力の承認とみなした。

GH 指定事業者を対象とした聴き取りは、個別事業所訪問と複数の事業所への集まりへ参加し、実施した。先駆的な取り組みを行ってきた 3 事業所を訪問し、現状を把握した。上記の訪問時に現地視察も同時に行った。

データベース「CiNii」を利用し、「障害者」

「グループホーム」をキーワードに検索を行い、①研究報告が掲載されている研究誌を選別、②研究報告以外の資料を除外、③論題に開設過程や住宅確保に冠する記述が含まれていない文献を除外、④選別した文献を確認し、分析対象を抽出するという段階を経て資料の特定を行った。

4. 研究成果

(1) 郵送調査により得られた成果

配布・回収状況は表1の通りである。

表1 配布・回収状況

	事業所票	運営主体票
配布数	321	229
宛先不明	1	1
総数（配布数－宛先不明）	320	228
回収数	125	101
回収率	39.1%	44.3%

①住宅確保における困難と取り組む課題（事業所票から）

共同住居として利用している住宅は、「民間借家」54.2%、「公営住宅」32.8%であった。

住宅を確保する際の困りごとの有無では、75.2%の事業所が「困りごとがあった」と回答している。困りごとへの回答を割合の高い項目の上位を並べると、「住宅設備の条件を満たす住居が見つからなかった・見つかりにくかった」53.2%、「条件を満たしていたが持ち主に断られた」36.2%、「希望の地域に条件を満たす住居が見つからなかった・見つかりにくかった」34.0%、「改修・改築が必要だった」34.0%、「経済的負担の条件を満たす住居が見つからなかった・見つかりにくかった」33.0%、「地域住民の理解が得られなかった」30.9%、「多くの不動産屋を何度も訪問し、探した」26.6%であった。

共同住居を確保する際に、地域住民を対象に取り組んだことでは、何らかの働きかけを行ったという回答が90.4%であった。取り組んだ内容では、「職員が近隣住民にあいさつに行った」74.3%、「職員が自治会役員にあいさつに行った」68.1%の回答が高かった。

今後取り組まなければならないことの有無では、94.4%が「ある」と回答している。「利用者の経済的負担軽減のための制度等の整備・充実」72.9%、「利用者（障害者）と地域住民との交流」55.9%、「行政による地域住民の理解を得るための啓発活動」51.7%が高い回答であった。

障害者が地域で生活する前提条件となる住宅を確保する段階で、事業者が努力している実態を確認することができた。住宅確保問題は、共同住居としての制度的要件、貸主による拒否、地域住民の無理解と複合的な様相

を示していることが示唆された。

②運営主体の活動時期と GH（運営主体票から）

運営主体の種類は、「社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）」60.4%、「特定非営利活動法人」24.8%、「医療法人」8.9%、「株式会社・有限会社」4.0%、「地方公共団体」1.0%の割合であった。

最初のホーム開設年は、1982年が一番古い年代であり、年代別では、「2003年4月～2006年3月」35.6%、「1996年4月～2003年3月」29.7%、「2006年4月以降」35.6%の回答であった。そのうち制度利用の有無を尋ねると、「制度利用せず」5.0%、「国制度」71.3%、「自治体制度」16.8%であり、ほぼすべての事業所で国や自治体制度を利用して最初のホームを開設している。

運営主体（地方公共団体を除く）の設立以前から障害者の暮らしを支える活動を行っていた団体は、「行っていた」と「行っていない」が42.6%と同じ割合であった。活動を行っていた時期別に最初のホーム開設年を見ると、同じ時期になるのは、「1989年4月～1993年3月」と「1996年4月～2003年3月」の5ヵ所であった。それ以外は、活動を行っていた時期より、ホームの開設時期は遅かった。GH運営主体は、GH運営から障害者の暮らしを支える取り組みを始めていない場合が多いことがわかる。

大阪府における制度化以前、あるいは、制度外の取り組みについては、活発ではないことが示唆された。

(2) 聴き取り・視察から得られた成果

聴き取りと視察に協力をしてくれた事業所は、障害者支援施設の事業も行っており、しかも、多くは入所型の施設を有している比較的規模の大きな運営主体であった。また、研修会やGH関係者の集まりへ参加する中で、GH運営に意欲をもっている事業所の職員たちからも聴き取りをすることができた。

共同住居確保の経緯については、民間の賃貸住宅を選択することが多かった。しかし、利用者の重度化や高齢化を考えると運営主体が建てることが望ましく、実際に行政の協力を得ながら建設に取り組んでいた。一方、経済的な問題から家賃の安い住居を選ばざるを得ない状況も見受けられた。その際に、同じ地域に住居が集まり過ぎないように、調整しているということも確認できた。例えば、新しい住居を探す際、近隣に共同住居がない地域を選んだり、アパートを一棟借り上げるのではなく、8つの部屋のうち5つはGHとして契約し、他は一般の契約に委ねるという方法である。しかし、意図的に集住を行い、職員の負担を軽減するという方法を採用して

いる運営主体も見受けられた。このことは、GHの運営と一言で言っても、運営主体によってその意味付けが異なるということを示唆しているといえる。

確保の際の困りごとを尋ねると、GH運営に取り組み始めた当初は、断られることも多く困難であったが、現在では、空き室を抱えるより借りてもらった方がいいという大家の意向により、確保が容易になってきた。そのような状況の変化は、長期にわたる事業所職員の取り組みや地域への働きかけが、影響を与えている。また、入所施設などが地域にある場合は、利用者が地域の社会資源を利用したり、地域住民と交流したりしていたことも要因であると考えられる。このことは、GH運営には、地域との関係を良好に保つ仕掛けを意図的に構築しておかなければならないことを示唆するものであろう。

次に GH 開設地域の地域特性であるが、いずれにしても利用者が負担できる家賃の住宅を確保することが優先されることから、特定の地域特性に優位性があると、示すことは難しいと考えられる。しかし、生活施設が近隣に整備されていることが必要であり、また、地域との関係が構築されなければ、運営にも困難をきたすため、そのような地域を選択していることは指摘できる。

(3) 文献研究から得られた成果

1991 年から 2011 年までの期間に発表された論文等 325 件を抽出し、最終的に 15 件の文献を分析対象とした。GH 開設過程や確保の問題点に関する記述を確認すると、①経済的負担、②地域等の無理解、③制度上の不備、④障害福祉計画の数値目標による抑制、⑤住宅政策の不備に分類することができた。

①経済的負担

GH を開設する際、適切な住宅を確保することの困難の一つに家賃、敷金等の経済的負担のため、居住環境が不十分な物件となることが指摘されている。また、共同住居にふさわしいものを準備しようとする新築することが望ましいが、事業者や入居予定者に費用負担が求められることになる。賃貸住宅を利用するにしても、新築で準備しようとも、いずれも経済的負担が確保の壁となる。そのほか、運営を始めるまでの準備に要する費用が事業者の持ち出しになることも指摘されている。

②地域等の無理解

精神障害者を対象とした文献における指摘が圧倒的に多い。開設地域の住民に対して入居者や支援体制の説明を行ったり、一定の理解が得られている地域を選択するなど地域とのコンフリクトを発生させないように対応している。また、住宅を借りる段階での抵抗も根強いことが紹介されている。

③制度上の不備

制度上の不備は、経済的負担につながる指摘が多い。制度の不備が、住宅を確保する際の経済的負担をさらに一層強めているといえる。

④障害福祉計画の数値目標による抑制

市町村は、障害福祉計画を策定し、計画的に障害福祉サービスの整備・充実を図っていくことが求められている。一方、その計画が GH 開設を抑制する働きをする場合もある。数値目標は住民数に応じて算定されるため、目標数値が 1 名ということも計画上ではありうる。そのような地域に、複数の障害者が暮らす共同住居を確保して、GH を開設することは期待できない。

⑤住宅政策の不備

不十分な住居設備によって高齢化や介護が必要となった場合に対応できない。一般の住宅は、家族以外の者が拭く数人で居住する仕様となっていないため、居住環境に不備が生じる。低廉な家賃を求めた場合、公営住宅の利用が考えられるが、共同住居として充分に利用できるほど整備されていない。

(4) 研究成果のまとめと今後の課題

GH として利用する共同住居の確保は、制度化当初と比べると容易になってきていることが確認できた。しかし、賃貸契約を結びやすくなったとはいえ、利用者が負担できる範囲での経済的條件は厳しい状況が続いている。また、重度化・高齢化による介助・介護を加味すると既存の住宅では不十分であり、経済的負担と設備条件については、今後も各種制度の整備・充実が必要である。住宅政策との関連を検討してみたが、その動向により劇的に確保問題が解消したとはいえない。ただ、築年数が古い物件や空き家率の上昇により、賃貸契約を結ぶことの困難さが軽減された点を指摘できる。

さらに、確保が容易になってきた要因として、運営主体の継続的な取り組みが大きいことを確認することが出来た。それは、地域の住宅を利用する努力と地域との関係を構築する努力である。そのことから、地域特性は主要な要因とすることはできず、事業者の努力が大きいことを指摘できる。しかし、条件に合う住宅を探す際に、地域の特性を把握する作業が付随してくると考えられる。

今後の課題として、聴き取りや現地視察のデータを数量化するまで至らなかったため、データの蓄積に取り組むことが必要であると考えている。また、共同住居を確保する際に、地域との関係を構築することが重要であることが確認できたため、事業者の取り組みを明らかにする研究に関心をもっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

- ①船本淑恵、ノーマライゼーション理念に関する研究ノート―障害者の暮らしを評価する視点に焦点を当てて―、大阪大谷大学紀要、査読無、47、2013、64―77
- ②船本淑恵、障害者グループホーム・ケアホーム開設過程における住宅確保問題の類型(研究ノート)、大阪大谷大学人間社会学会誌、査読無、7、37 - 45、2013
- ③船本淑恵、障害者の住宅確保問題の解決に向けた先行研究の批判的検討―「施設 - 地域コンフリクト」研究を中心に―、大阪大谷大学紀要、査読無、46、2011、73 - 84
- ④船本淑恵、大阪府内のグループホーム・ケアホーム開設過程に関する実態調査報告、大阪大谷大学教育福祉研究、査読無、37、2011、39―51
- ⑤船本淑恵、障害者共同生活住居の現状と地域居住の課題―WAMNET データからみる大阪府市区町村の共同生活住居の分布状況―、大阪大谷大学教育福祉研究、査読無、36、2010、39―52

〔学会発表〕(計 2 件)

- ①船本淑恵、障害者グループホーム・ケアホーム開設過程における住宅確保問題の類型、日本社会福祉学会第 60 回秋季大会、2012 年 11 月 20 日、関西学院大学
- ②船本淑恵、障害者の地域移行・地域生活実現における住宅確保問題に関する一考察―大阪府内におけるグループホーム開設過程実態調査より―、日本社会福祉学会第 59 回秋季大会、2011 年 10 月 8 日、淑徳大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

船本 淑恵 (FUNAMOTO YOSHIE)
大阪大谷大学・人間社会学部・准教授
研究者番号：30454581

(2) 研究分担者 (計 0 人)

(3) 連携研究者 (計 0 人)